

# ノロウイルスにかかったときは ～施設内でおう吐、下痢等の患者が発生したとき～

施設内でおう吐、下痢等の患者が発生したときは、発生の状況を正確に把握して感染の拡大を防ぎましょう。

## 1 発生状況を確認しましょう！

- ・利用者や職員におう吐、下痢等の患者がでたときは、直ちに施設管理者に報告します。
- ・施設管理者は、施設の発生状況を確認して拡大防止を図りましょう。

[確認内容]

症状

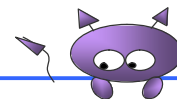
利用者や職員の健康状態（下痢、おう吐、腹痛、発熱など）や重症者の有無

発生の状況

発生した日時、階、部屋（クラス）

受診の状況

受診の有無、診断名、検査結果、治療内容



## 保健所に連絡を！

感染症や食中毒が疑われる場合は、保健所に連絡してください。

厚生労働省通知(平成 17 年 2 月 22 日付)「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
[報告基準]

ノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断された又はノロウイルスの感染が疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

ノロウイルス感染を疑われる者が10名以上又は全利用者数の半数以上が発生した場合  
おう吐や下痢症状のある者の数が通常を上回る場合

## 2 感染拡大を防ぎましょう！

職員に情報を周知しましょう

発生状況などの情報を職員みんなで共有し、手洗いや施設の消毒などの《感染の拡大防止対策》の徹底を図りましょう。

感染対策責任者や連絡体制等は、あらかじめ決めておきましょう！

職員の健康管理を行いましょう。

症状のある職員は、症状が治まったあとも48時間は介護業務等を避けてください。

感染エリアの職員はできる限り専任にしてください。

感染者の部屋は、同室の人への感染を防ぐため可能であれば別にしましょう。

発生時の対応は、日頃から確認しておきましょう！



### 《感染の拡大防止対策》

- 手洗いの徹底（第5号参照）
- 施設の消毒（第7号1参照）
- おう吐物等の正しい処理（第7号3参照）
- 衣類、寝具の消毒（第7号4参照）
- お風呂のときの注意（第7号4参照）
- ノロウイルスの基礎知識（第6号参照）

### 3 重症化を防ぎましょう！

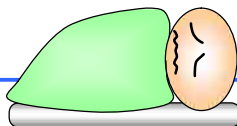
施設の管理医に連絡して必要な指示を受けましょう。

水分を補給し、脱水症に注意しましょう。

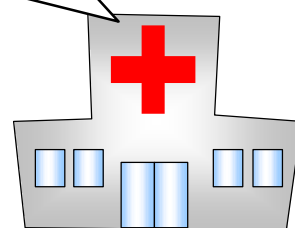


おう吐物による窒息に注意しましょう。

安静にして経過を観察しましょう。



早めに医師の診断を受けましょう！



### 4 利用者の家族にも連絡を！

利用者の家族にも発生の状況を説明し、面会時や家庭での手洗いなど感染の拡大防止に協力してもらいましょう。

また、発生状況によっては面会や新規入所を制限することも必要です。



ご協力お願いします！

ご家族の皆様へ

感染性胃腸炎の発生と予防について  
感染予防にご協力願います！

1. ノロウイルスについて  
主な症状や感染経路
2. ご家庭での予防について  
手洗いや消毒などの予防方法
3. 応急手当と受診について  
水分補給や早めの受診

### 5 給食提供施設の対応は・・・

感染者が使用した食器類は・・・

感染者が使った食器などは、可能であれば調理場に戻す前に消毒しましょう。また、使い捨ての容器を利用する方法もあります。



調理従事者がノロウイルスにかかったときは・・・

症状が治まったあとも通常は1週間、長いときは1ヶ月程度ウイルスが排泄されます。しばらくの間は直接食品を取り扱う業務は控えましょう。

症状が治まったあと食品を取り扱う業務を再開するときは、手洗いの徹底や食品に触れるときの「使い捨て手袋」の着用を徹底してください。

給食等の食品が原因（食中毒が疑われる場合）のときは・・・

食中毒の場合には、食事の供給停止となることがあります。あらかじめ代替食の検討をしておきましょう。



調理責任者は、調理従事者の健康状態を就業前に確認し、下痢等の症状ある者は調理業務を控えるよう指示しましょう。